

議事要旨(1) 実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

石原研究員が、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」(以下当面の取扱い(案))及び審議事項(1)-1「会計基準の変更に伴う会計方針の変更の開示」に基づき、説明を行った。

なお、今回別途提示された今後のスケジュール(案)については、審議事項(1)-2に記載のとおりであり、次回の第104回企業会計基準基準委員会で当該実務対応報告の公表議決を予定している。

当面の取扱い(案)について、第102回企業会計基準委員会(平成18年4月11日開催)からの主な変更箇所は以下のとおりである。

従前は、「6項目の要修正項目以外の会計処理については、継続して適用することを条件として、修正を行うことができる」としていたが、6項目の要修正項目以外についても、明らかに合理的でない認められる場合には、連結決算手続上で、修正を行う必要があることに留意する(欄外注記に、「修正が必要な項目以外について継続して適用することを条件として、修正を行うことができる」と記載位置を変更)とした。

適用時期等の項に、早期適用とは別に、「本実務対応報告適用前においても、在外子会社について、所在地国の会計基準に代えて、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成された財務諸表を連結決算手続上利用することができるものとする」と記載していたが、早期適用と混同されるとのコメントを受け、削除した。

委員等より以下の意見があった。

- (1) について、従前案より改善した旨のコメントがあった。また、内容について「合理的」には、本文、注記または結論の背景のいずれかに、重要性も加味する旨を記載し欲しい旨のコメントがあった。
- (2) 「要修正項目以外で明らかに合理的でない事項」は現在想定されない理解でよいかという質問があり、事務局より、そのように考えている旨の説明があった。
- (3) 連結財務諸表規則第14条及び同ガイドライン14-2に定められた会計基準の変更に伴う連結財務諸表に与える影響額の開示は、新旧2つの基準で在外子会社の財務諸表及び連結財務諸表を作成しなければならないことなどから、その負担は軽くなく、当面の取扱い(案)の適用にあたっては、期首の剰余金が計算されるため、計算前後の差額が、会計基準の変更に伴う影響額として有用ではないかという意見があった。また、日本では、会計基準を変更した場合に遡及修正を行わないため、会計基準の変更にあたり、旧基準で財務諸表を作成して、新基準との差額を出さなければならず、当該差額による影響額の開示は時代遅れと考える旨の意見があった。事務局より、会計基準を変更した場合の遡及修正については、別途、遡及修正プロジェクトで検討するが、今回の影響額の開示については、今後、金融庁と対応を協議、検討することが確認された。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。